

## 第4号議案 平成21年度事業計画

### 1. 基本方針

政府は、平成21年度一般会計予算について、100年に一度といわれる国際的金融危機及び世界同時不況のあおりを受け、これまで続けてきた財政再建目標を横に置き、景気刺激策に軸足を移す姿勢を鮮明にした。

その結果、一般会計予算は対前年度予算比で6.6%の増となり、過去最大の88兆5480億円となった。

これに伴う歳入不足について、その穴埋をする新規国債発行額は33兆2940億円となり、当初予算としては4年ぶりに30兆円を突破し、小泉政権以来の財政健全化路線は転換せざるを得なくなった。

このような厳しい財政状況の中であっても、平成22年度から新たにスタートする第六次十箇年計画の着実な実施に向け、下記事項について力強く推進していくことが重要である。

### 記

#### (1) 国の予算について

平成22年度の国土調査関係予算（国費）は、事業執行に必要な予算額を確実に確保するため、国土交通省と都道府県及び市区町村の緊密な連携の下に、顧問の国会議員とも一致団結し、精力的な運動を展開していく。

#### (2) 地方自治体の予算について

平成22年度の予算は、国の予算に対応した都道府県及び市区町村の各持分負担額を確実に確保するため、各都道府県国土調査推進協議会を中心に関係者の総力を結集して最善の努力をしていく。

#### (3) 職員研修について

都道府県及び市区町村の職員を対象に、近年の複雑・多様化する土地行政の円滑な執行に資するため、一筆地調査、地籍測量、不動産登記など内容の充実した研修を実施していく。

また、各国土調査推進協議会が開催する研修会等には、当協会職員を引き続き講師として派遣する。

#### (4) 事業支援について

ア 国土交通省、都道府県及び市区町村における国土調査に必要な業務を随時支援していく他、特に地籍調査の困難な都市部及び新規着手の事業主体に対して、現地支援を行うとともに、本事業を通じて、調査手法の検討や事業実施上の問題点とその改善方策について研究を行っていく。

イ 地籍調査推進等の観点から市区町村が事業主体として行う地籍調査事業における立会いの際に、土地所有者等が不慮の事故に遭遇した場合には、事故見舞金を支給する。

## 2. 協会業務

国土調査事業の一層の促進を図るため、協会事務局は上記のほか、次の業務を実施する。

- (1) 地籍調査全般に関する諸問題の相談に応じ、指導助言を行う。
- (2) 各ブロック国土調査推進連絡協議会の活動を奨励するとともに、経費の一部を助成する。
- (3) 会員及び国土調査関係者の便宜を図るため、テキスト、参考図書、啓発用パンフレット等の発行を行う。

また、機関誌「国土調査」を発行し、最新情報の伝達と地域活動の紹介、加えて特別講座などを掲載し全国の会員その他関係者の理解と研鑽に役立つよう努める。

更に、インターネット上のホームページにより、国土調査に関する様々な情報を発信する。

- (4) 市区町村が地籍調査の外注にあたり、民間業者の受注資格、能力の判定基準の評価要素とするため、一定の経験を有する者を対象に研修及び検定試験を行い、合格者を「地籍主任調査員」として認定の上、公表する。なお、事業主体に対しては、地籍の専門家として活用するよう奨励する。
- (5) 国土調査に係る測量成果の適正な精度を確保するため、測量成果の検定を行う。

以上、事業計画について、定款第21条に定めるところにより決定を求めます。

平成21年7月21日

社団法人 全国国土調査協会  
会長 宮下 創平